

11 都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和2年度においては、都市計画事業や土地区画整理事業、また過去に都市計画事業などを実施した際に借り入れた地方債の償還等に充てております。

(単位：千円)

【歳入】	款	項	目	目の名称	R2年度決算額
	1	8	1	都市計画税	3,804,475

(単位：千円)

【歳出】	款	項	目	目の名称	R2年度決算額	財源内訳				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
										うち都市計画税
	7	1	4	観光費	7,959,306	1,637,698	4,883,900	0	1,437,708	3,804,475
	8	5	2	都市開発費	3,403,571	1,987,746	686,200	619,370	110,255	
	8	5	3	街路事業費	612,051	224,491	344,100	0	43,460	
	8	5	4	公共下水道費	2,405,203	0	0	0	2,405,203	
	8	5	6	公園費	68,995	29,440	35,300	0	4,255	
	8	5	7	県施行事業費負担金	1,169,672	0	997,400	0	172,272	
	12	1	1	元金	1,709,375	0	0	0	1,709,375	
	12	1	2	利子	137,840	0	0	0	137,840	
	合計				17,466,013	3,879,375	6,946,900	619,370	6,020,368	3,804,475

※ 決算額及び財源内訳については、対象事業分のみを記載している。